相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市藤崎一丁目一二番地、最後の住所千葉県習志野市藤崎三丁目一二番二一号　被相続人　亡　田久保　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号KA中央ビル五階　梨本・山本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　好生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字西和田二八九番地九、最後の住所長野県長野市大字富竹六二〇番地一タウニイトミタケA棟一〇二号　被相続人　亡　久保田勝也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

長野県長野市大字高田一〇三三番地二　戸谷ビル二〇三　室賀司法書士事務所

相続財産管理人　室賀真喜男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区南津守六丁目七番、最後の住所長野県松本市波田八三八〇番地九　被相続人　亡　安次嶺　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

長野県松本市沢村三丁目一番七号

相続財産管理人　司法書士　荒井　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市大宮町善王寺五九三番地一、最後の住所大阪府大阪市東淀川区豊新五丁目九番九号　マンションサンライズ三〇三号　被相続人　亡　真駈　和徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市笠岡五三一九番地、最後の住所岡山市北区春日町六番五号　角南春日フォートレス一〇一　被相続人　亡　金澤　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

事務所岡山市北区春日町五番六号

相続財産管理人　弁護士　井上　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡四万十町本町一四九番地、最後の住所高知県高岡郡四万十町本町四番四一号　被相続人　亡　佐竹　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

事務所高知県須崎市緑町一番一六号嶋ハイツ一階　須崎ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　拓朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市佐土原町下田島一四三八〇番地、最後の住所宮崎県宮崎郡佐土原町大字下田島一四三八〇番地五　被相続人　亡　松平　建一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

事務所宮崎県宮崎市旭一―六―三〇　新井ビル二階　新井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新井　貴博

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定によるみよし市三好根浦特定土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付を受けるべき場所が確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき場所が確知することができない者の住所及び氏名

(一)　東京都大田区西糀谷四丁目二九番三号　田中東一郎

(二)　名古屋市南区粕畠町三丁目二六番地一　川島　憲二

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、みよし市三好根浦特定土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。

二　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に三好根浦特定土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に三好根浦特定土地区画整理組合を被告として通知の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを三好根浦特定土地区画整理組合において掲示する。

平成二十七年三月二日

愛知県みよし市黒笹町唐沢三五番地一

三好根浦特定土地区画整理組合

理事長　渡邉　忠夫

第２期決算公告

平成27年２月８日

東京都大田区上池台五丁目２番１号

一般社団法人日本鳥獣被害対策協会

会長　服部　雄二

貸借対照表の要旨

（平成26年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,495
	現金及び預金	2,495
	合計	2,495
負純資債及産びの部	流動負債	184
	未払金	184
	負債合計	184
	基金	2,311
	受入資金	4,500
	繰越出剰余金	△2,189
	純資産合計	2,311
	合計	2,495

第24期決算公告

平成27年３月２日

埼玉県所沢市大字牛沼字西保戸窪489番３

株式会社キユーソーエルプラン

代表取締役　木村　孝寛

貸借対照表の要旨（平成26年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	789,298
	固定資産	35,514
	合計	824,813
負純資債及産びの部	流動負債	610,811
	固定負債	17,394
	株主資本	196,566
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	156,566
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	151,566
	（うち当期純利益）	（11,290）
	評価・換算差額等	40
	合計	824,813

第35期決算公告

平成27年３月２日

さいたま市大宮区土手町３―243―２岡ビル３階

株式会社よみうり地域サービスセンター

代表取締役　田中　裕之

貸借対照表の要旨（平成26年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	19,555
	固定資産	5,109
	合計	24,664
負純資債及産びの部	流動負債	6,152
	固定負債	4,808
	株主資本	13,704
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,804
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	10,304
	（うち当期純損失）	（256）
	自己株式	△9,100
	合計	24,664